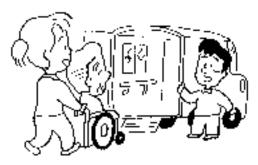
健康福祉課 高齢障害係からの お知らせです

23-5645 FAX24-2390

「措置制度」から個人を重んじる「支援費制度」へ 障害者に対する福祉サービスは、いままでは市が決定していた「措置制度」 でしたが、4月からは利用者の自己決定を尊重した「支援費制度」になります。

「支援費制度」のしくみ 利用者自らがサービスを選択し、事業者と 対等な立場で契約してサービスを利用します。 このときサービス費用の一部を利用者が負

担し、残りは支援費として市が払います。



下記 印のサービスを利用する障害者(障害児の場合はその保護者)は、健 康福祉課でサービス受給資格の認定を受けたあと、障害者または保護者がサー ビス事業者と契約することになります。

		障害児	身体障害者	知的障害者
施設サービス				
居宅サービス	居宅介護 (ホームヘルプ)			
	通所介護(デイサービス)			
	短期入所(ショートステイ)			
	地域生活援助(グループホーム)			

4月以降新たにサービスを受けたいと思っている方や、現在のサービスを引 き続き受けようとするときは、健康福祉課に申請してください。 車いす・補聴器・ストーマなどの給付事業は、今までどおりです。

身体障害者手帳 1・2級所持者対象 パソコン講習会

1月20日(月)~2月4日(火)重度視覚障害者の部 第1期 2月10日(月)~ 26日(水)重度身体障害者の部 平日午前9時~正午まで12日間開催

定員:各3人程度(定員になり次第締め切り)

場所:島会館 費用:無料 対象:市内在住20歳以上 申込先:健康福祉課 受付:1月6日~15日まで

利か か者 た福 が祉 変サ わし まス すの